

鳥取市軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び有料老人ホーム事故報告事務取扱要領

(趣旨)

第1 老人福祉法（以下「法」という。）、鳥取市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第45号）、鳥取市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第46号）及び鳥取市有料老人ホーム設置運営指導指針に基づいて、軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び有料老人ホームのサービス提供により発生した事故について鳥取市（以下「市」という。）に連絡する場合の事務処理に関する事項を定めるものとする。

(事故報告の対象となる事業)

第2 事故報告の対象となる事業者（以下「事業者」という。）は、次に掲げる場合とする。

- (1) 法第20条の6に規定された軽費老人ホームで、鳥取市内に所在しているもの（以下、「軽費老人ホーム」という。）を運営する者。ただし、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の事業者指定を受けている部分を除く。
- (2) 法第11条に基づき市が措置した者が入所している養護老人ホーム及び鳥取市内に所在している養護老人ホームを運営する者。ただし、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の事業者指定を受けている部分を除く。
- (3) 法第29条に規定された有料老人ホームで、鳥取市内に所在しているものを運営する者。ただし、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の事業者指定を受けている部分を除く。

(事故の範囲)

第3 事業者が市に報告する事故は、次に掲げる場合とする。

- (1) サービス提供中に、入所者又は入居者（以下「入所者等」という。）が負傷または死亡した場合
 - ① 「サービス提供中」とは、送迎中等も含め、サービスを提供している時間帯を通してすべて含まれるものとする。また、入所者等が施設内にいる間は、「サービス提供中」とする。
 - ② 「負傷」とは、施設の過失の有無を問わず医師の保険診療を要したものを対象とする。また、医師の保険診療を要しなくても、入所者等又はその家族等から苦情が出ている場合は、すべて報告の対象とする。
 - ③ 「死亡」には、病気死亡を含まない。ただし、死因等に疑義が生じ遺族から苦情がある場合は、全て報告の対象とする。
 - ④ ②及び③に該当しない場合であっても、特に施設長が報告を必要と認めた場合は、報告の対象とする。
 - ⑤ 入所者等が、事故発生後ある程度の期間を経てから死亡に至った場合は、速やかに市へ連絡し、市の指示があれば、報告書を再提出すること。

(2) 誤薬が発生した場合

- ① 「誤薬」とは、誤った種類や数の薬を与薬した場合、与薬対象者を誤った場合、与薬漏れが発生した場合（与薬対象者を誤った場合に発生した与薬漏れも含む）等を対象とする。
- ② ①及び服薬介助に伴う類似の事故が発生した場合、入所者等の身体への影響の有無に関わらず、全て報告の対象とする。

(3) 食中毒の発生が認められた場合

(4) 次に掲げる感染症等の発生が認められた場合

- ① 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める1・2・3類に加え、レジオネラ症、疥癬及び結核が発生した場合
- ② 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合
- ③ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全入所者等の半数以上発生した場合
- ④ ②及び③に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

(5) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等が発生した場合。ただし、入所者等からの預かり金の横領、送迎時の交通違反、個人情報情報の漏洩（疑いを含む）など、入所者等の処遇に影響があるものに限る。

(6) 入所者等が無届けで外出し、警察、消防等に捜索の協力を依頼した場合

(7) その他、入所者等の所持品、家財等を破損するなど、入所者等又はその家族等から苦情が出ている場合

(他法令等の遵守)

第4 事業者は第3の事故について、関連する他の法令等に定める届出義務がある場合は、それに従うものとする。

(事故の報告)

第5 事業者は、第3に定める事故が発生したときは、次に掲げる方法により、できる限り速やかに市に報告するものとする。

- (1) 事故の応急措置後、電話又は必要に応じて事故報告書(別紙様式。以下「報告書」という。)の提出により報告(以下「第1報」という。)すること。
- (2) 第1報後おおむね2週間以内に原則「鳥取電子申請サービス」により、市に報告(以下「最終報」という。)するとともに、必要に応じて市が求めた資料を提出するものとする。
- (3) 第1報で報告する事項は、報告書に掲げる項目に準じて、報告できる事項とする。
- (4) 第1報後、最終報の作成に相当の時間を要する場合は、報告できる事項から順次に報告し、処理状況を明らかにすること。

(報告に対する市の対応)

第6 市は、事故報告を取りまとめ、事故防止に資する観点から、次のとおり対応するものとする。

- (1) 事業者の事故処理が誠意を持って行われ、苦情やトラブルが発生しないよう、必要な指導を行う。
- (2) 入所者等又はその家族等から事業所の対応に関して苦情があった場合は、適宜事業者に事実確認を行うとともに、入所者等又はその家族等に対し、苦情申し立ての制度を紹介する。
- (3) 事業者が運営基準に違反している恐れがあると判断される場合は、必要な措置をとる。
- (4) 他市町村（措置者等）が関連する事故の場合は、当該他市町村と連携を図り、必要な措置をとる。
- (5) 必要に応じて事故に伴う関連事業者への情報提供及び注意の喚起を行う。

（補則）

第7 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月24日から施行する。

附 則

1. この要領は、令和3年6月4日から施行する。
2. この要領の施行の際、現に改正前の要領の規定により作成され、使用されている報告書については、この要領の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。